

## 幼児教育・保育無償化の住民説明会 主な質疑応答

| No. | 質 問   | 回 答   |
|-----|---|---|
| 1   | 今回の無償化を受けて、既存の幼稚園入園料の補助制度は変わるのか？  | 現行通りです。所得に応じて、5万円～10万円の補助となります。   |
| 2   | 認可保育所の保育料無償化については、一旦保護者が支払った上で払い戻しをされるのか？   | 認可保育所の保育料は無償となりますので、その分を一旦負担していただくということはありません。  |
| 3   | 認可外保育施設を利用する場合、その費用の補助が支給（払い戻し）されるのはいつか？  | 月の初めに締め切りを設け、それまでに提出のあったものはその月の月末までに振り込みます。締め切りを過ぎた場合は、翌月の支給となります。また、毎月請求もできますが、利用者の状況に応じて3ヶ月ごとの請求も可能です。                                      |
| 4   | 幼稚園在園児の補助の支給（払い戻し）のタイミングはいつになるのか？   | 従来通り 10月末と3月末の予定です。幼稚園の預かり保育の費用補助については、3か月分～6か月分ずつを考えています。  |
| 5   | 保育園に入っていて、病児保育は無償化の対象外になるのか。  | 認可保育所に入所している方は無償化の対象外となります。   |
| 6   | 企業主導型保育事業の無償化は、一旦、保育料を支払ってから、足立区に請求するのか。その時に病児保育については請求できないということか。                                  | 企業主導型保育事業については、各施設で現行の保育料から、内閣府が定める額だけ無償化されることになるため、足立区に払い戻しの請求をする必要はありません。病児保育については、認可保育所と同じく無償化の対象外となります。                                   |
| 7   | 足立区在住の場合は足立区外の幼稚園に在籍した場合また預かり保育を利用した場合は今回の無償化の内容が適用されるのか？   | 足立区民であれば、足立区外の幼稚園の保育料及び預かり保育料については、足立区の内容が適用され、足立区に請求をしていただくこととなります。なお、区外の幼稚園の預かり保育については、その幼稚園が所在する自治体が無償化対象の公示をしている必要があります。(認可外保育施設等についても同じ) |
| 8   | 無償化対象施設である区の公示が9月中旬とのことだが、幼稚園の説明会は8月下旬から9月に実施するところが多い。預かり保育などの内容で幼稚園の選択に影響が出るのだが、区は対象施設がどの程度あるか把握して | 施設から確認の書類の提出を依頼しているが、その締め切りがまだ来ていないので、把握していません。また、個別にお問い合わせがあれば、答えられる範囲はお伝えできると思います。  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | いるのか？各施設の公示予定などを教えてもらうことは可能か？  |   |
| 9  | 幼稚園の入園料の補助について、満3歳に達していなくても補助の対象となるのか？                                       | いわゆる四年保育について、満3歳に達していなくても補助の対象となります。区内の幼稚園の入園料平均が約10万円で、入園料の補助が所得に応じて5万円～10万円となりますので、少なくとも半額は補助していることになっています。 |
| 10 | 幼稚園は対象の園が公示されてから、無償化されるということだが、認定こども園（短時間）を利用する1号認定（教育認定）の児童の預かり保育の場合はどうなのか。 | 認定こども園（短時間）については幼稚園と同じくくりなので、幼稚園と同じタイミングで公示します。流れは幼稚園と同じだと考えてください。  |